

道路運送車両法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）（本則関係） 1

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）（附則第四条関係） 4

改正案	現行
<p>第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章（第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の三まで、第七十五条の五及び第七十五条の六を除く。）の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。</p>	<p>第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章（第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の三まで及び第七十五条の五を除く。）の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。</p>
<p>（自動車の指定） 第七十五条（略）</p>	<p>（自動車の指定） 第七十五条（略）</p>
<p>2～6（略）</p> <p>7 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。</p> <p>一 その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>二 その型式について指定を受けた自動車が一性を有するものになつたとき。</p> <p>三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。</p>	<p>2～6（略）</p> <p>7 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた自動車の構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。</p>
<p>8（略）</p>	<p>8（略）</p>
<p>（共通構造部の指定） 第七十五条の二（略）</p>	<p>（共通構造部の指定） 第七十五条の二（略）</p>
<p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は</p>	<p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり</p>

、取消しの日までに製作された共通構造部について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

5・6 (略)

(装置の指定)

第七十五条の三 (略)

2・4 (略)

5 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一 その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなつたとき。

二 その型式について指定を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなつたとき。

三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。

6・7 (略)

(報告及び検査)

第七十五条の六 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又

又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された共通構造部について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5・6 (略)

(装置の指定)

第七十五条の三 (略)

2・4 (略)

5 国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された装置について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

6・7 (略)

(新設)

はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証券を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関する報告をさせることができる。

一 十六 (略)

2 当該職員は、第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3・4 (略)

第百六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第六十三条の四第一項若しくは第七十五条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(報告徴収及び立入検査)

第百条 当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関する報告をさせることができる。

一 十六 (略)

2 当該職員は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3・4 (略)

第百六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第六十三条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

改正案			現行		
<p>（略）</p> <p>第百条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務</p>	<p>（略）</p> <p>総合特別区域法第二十条の二の規定の施行に必要な限度において、第十三号に掲げる者に、その事業</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
<p>（略）</p> <p>第百条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務</p>	<p>（略）</p> <p>総合特別区域法第二十条の二の規定の施行に必要な限度において、第十三号に掲げる者に、その事業</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>（略）</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法の特例</p> <p>22 道路運送車両法第七十八条第二項から第四項まで及び第八十条第一項（第二号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は第十項の指定について、同法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項、第八十九条、第九十四条の三、第九十四条の五第六項、第九十四条の六第一項（第四号を除く。）及び第二項、第九十四条の八、第九十四条の十、第百条並びに第百三条の規定は指定点検整備事業者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>

13 ～ 19 (略)	第百条第二項		
	第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者	総合特別区域法第二十条の二の規定の施行に必要な限度において、前項第十三号に掲げる者	その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所
13 ～ 19 (略)	第百条第二項		
	第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者	総合特別区域法第二十条の二の規定の施行に必要な限度において、前項第十三号に掲げる者	その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所
	道路運送車両、帳簿書類	帳簿書類	
	道路運送車両、帳簿書類	帳簿書類	